

## 第1期

# いの町地域商業機能維持・活性化計画（案）

令和8年（2026年）7月策定

いの町



## 目次

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画期間.....	2
3. いの町における商業機能の現状 .....	3
4. いの町の地域商業の課題.....	9
5. いの町の対応方針.....	10
6. いの町の目指す姿.....	11
7. 具体的な取組・KPI.....	13
8. 計画の進捗管理 .....	15

### 【参考資料】

- 参考資料1 いの町地域商業機能維持・活性化協議会設置要綱
- 参考資料2 いの町地域商業機能維持・活性化協議会委員名簿
- 参考資料3 いの町地域商業機能維持・活性化協議会、いの町地域商業機能維持・活性化計画に係るワーキンググループ開催状況

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、これまで中心市街地活性化計画（第2期：令和4年12月～令和7年11月）に基づき、商店街を中心としたにぎわい創出や空き店舗対策等に取り組んできたところです。

しかしながら、近年人口減少や高齢化の進行、商店・店舗数の減少、買い物環境の変化などにより、町全域において住民生活を支える商業機能の確保が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、従来の中心市街地を対象とした取組を継承しつつ、その対象を町全域へ拡大し、地域の実情に応じた商業機能の維持及び活性化を図るため、「いの町地域商業機能維持・活性化計画」を策定するものです。

本計画は、地域における商業機能の現状と課題を整理するとともに、将来の目指す姿を明確にし、住民の生活利便性の確保・向上を図るための具体的な取組を位置付けるものです。

また、計画の検討及び推進にあたっては、地域住民、商業者、関係団体等で構成する協議会を中心に、幅広い意見を反映しながら進めるものとします。

なお、本計画は、中心市街地活性化計画の成果を活かしながら、町全体の商業施策へ展開し、将来にわたり持続可能な商業環境の構築を目指すものです。



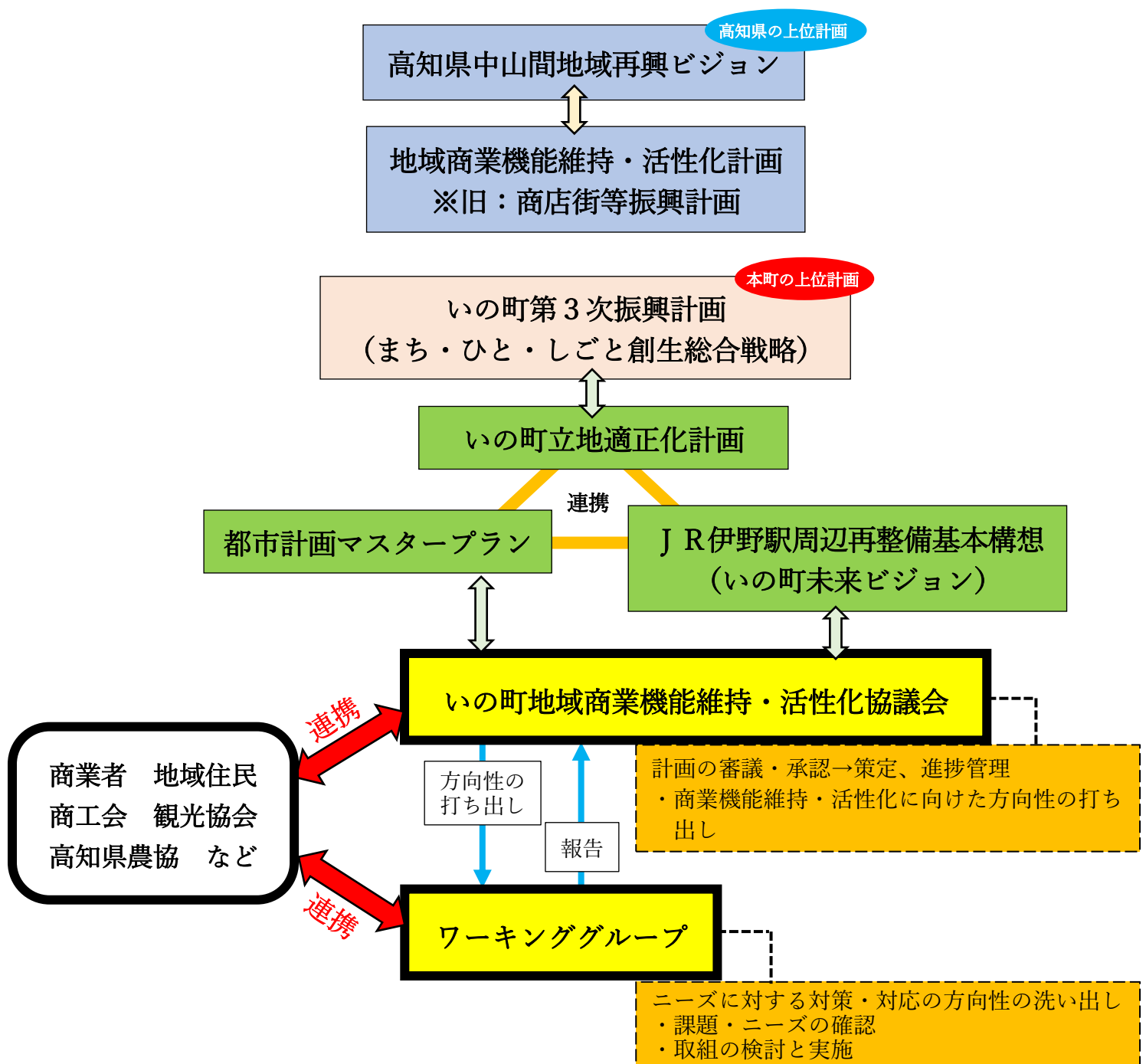
## 2. 計画期間

本計画は、いの町全域を対象とし、町の策定する「いの町振興計画」など関連する計画と連携をとりながら計画を実施します。

【第1期計画期間（5年間）】

令和8（2026）年7月 ～ 令和13（2031）年6月

【いの町地域商業機能維持・活性化計画推進体制図】



### 3. いの町における商業機能の現状

本町の商業を取り巻く環境は、大型店の郊外進出やコンビニエンスストア、ドラッグストアの増加、さらにはインターネット通販の普及などにより、大きく変化しています。これに加え、人口減少及び高齢化の進行、経営者の高齢化や後継者不足や不在の影響により、個人商店を中心に商店数は減少傾向にあります。

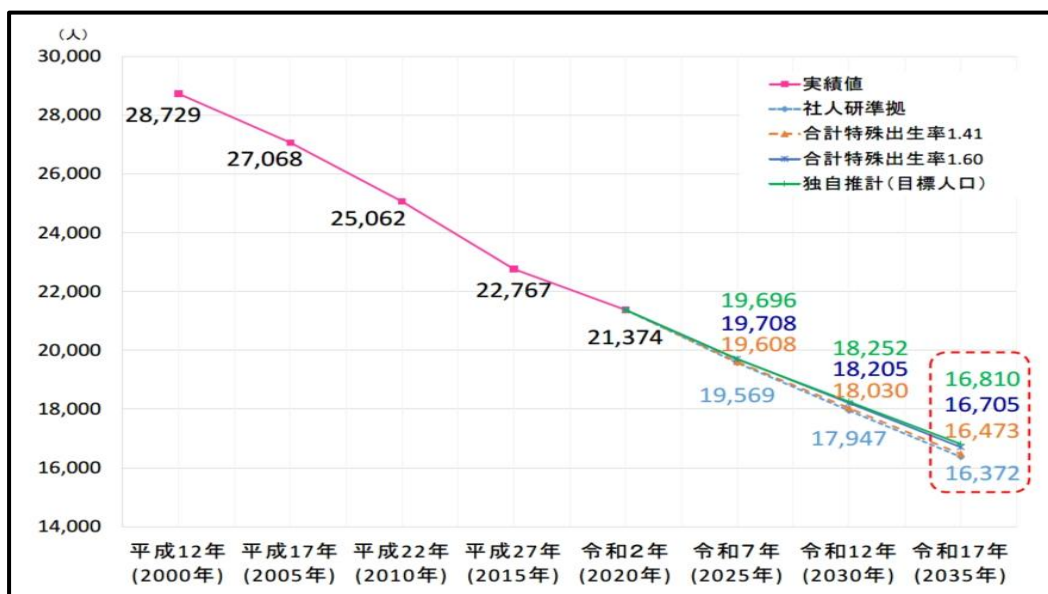
国勢調査に基づく本町の人口は、平成12年（2000年）の28,729人から令和2年（2020年）には21,374人となり、約25%減少しています。また、高齢者比率についても39.6%と高い水準となっており、今後も人口減少が見込まれています。（表1・2）

表1 人口の推移（国勢調査）いの町

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,036	人 28,293	% △2.6	人 27,068	% △4.3	人 22,767	% △15.9	人 21,374	% △6.1
0歳～14歳	5,754	4,906	△14.7	3,468	△29.3	2,267	△34.6	2,057	△9.3
15歳～64歳	19,053	18,054	△5.2	16,256	△10.0	12,367	△23.9	10,849	△12.3
うち15歳～29歳(a)	4,825	4,342	△10.0	3,748	△13.7	2,453	△34.6	2,049	△16.5
65歳以上(b)	4,229	5,333	26.1	7,344	37.7	8,133	10.7	8,468	4.1
(a)/総数 若年者比率	% 16.6	% 15.3	-	% 13.8	-	% 10.8	-	% 9.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 14.6	% 18.8	-	% 27.1	-	% 35.7	-	% 39.6	-

出典：いの町過疎地域持続的発展計画

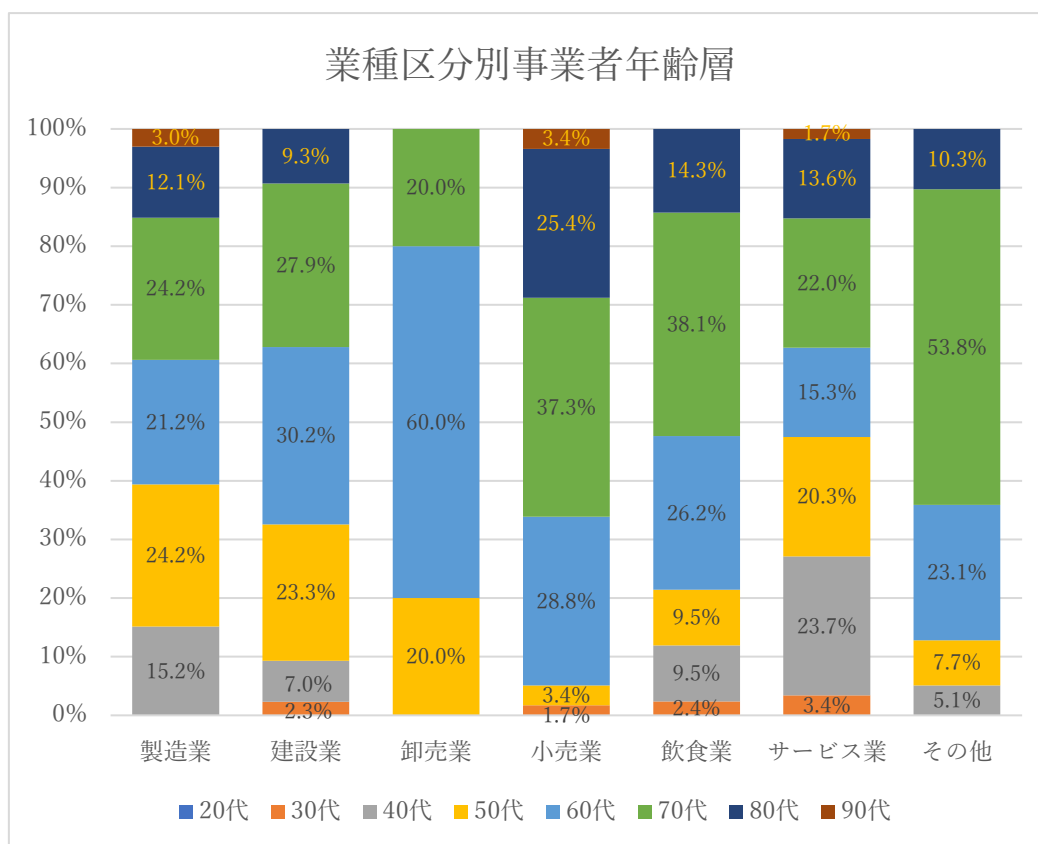
表2 人口の見通し



出典：いの町第3次振興計画基本構想

さらに、商工会会員事業者の年齢構成では、いずれの業種においても60歳以上の事業者が50%を超えており、高齢層の割合が高く、後継者不足や不在による廃業リスクが高まっています。(表3) 一方、事業者の業種別構成を見ると、卸売業・小売業が234事業者と最も多く、次いで製造業144事業者、建設業138事業者となっています。また、従業員20人以下の小規模事業者が90%以上を占めています。(表4)

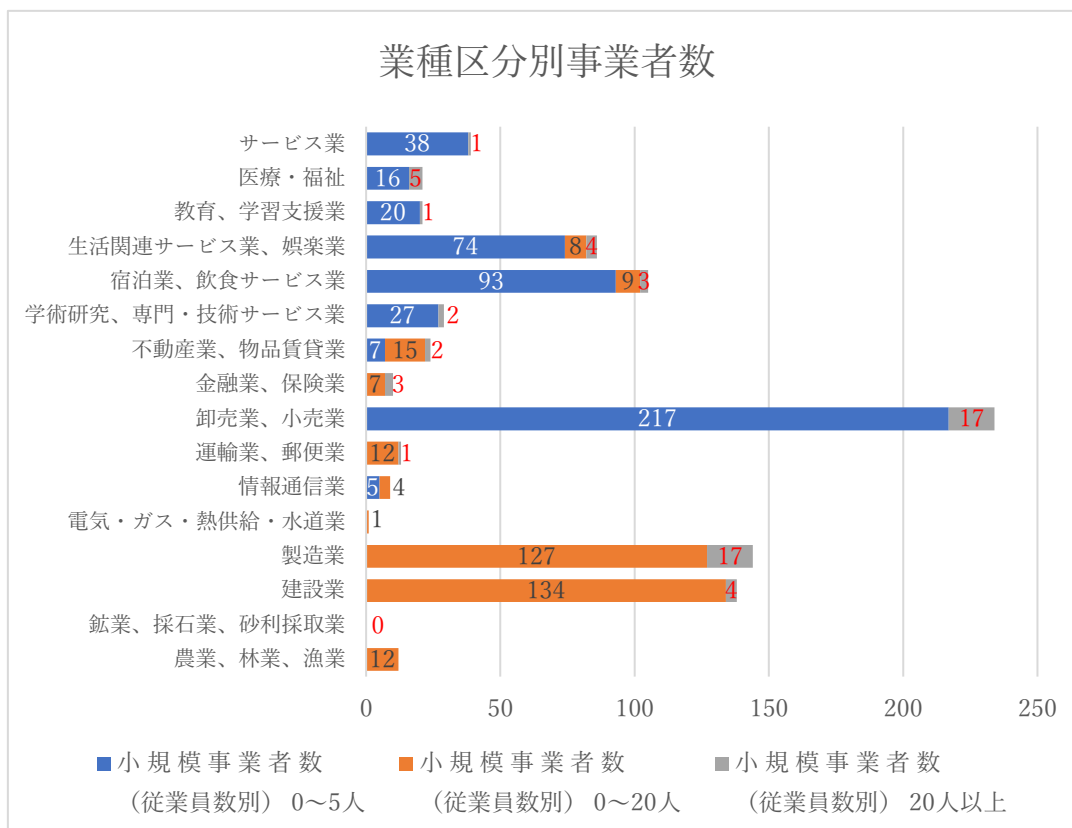
表3 業種区分別事業者年齢層



出典：いの町商工会調べ



表4 業種区分別事業者数



出典：いの町商工会調べ

こうした中、人口減少に伴う人材不足により、事業者の経営環境は厳しさを増しており、雇用の場の確保や産業基盤の維持も課題となっています。

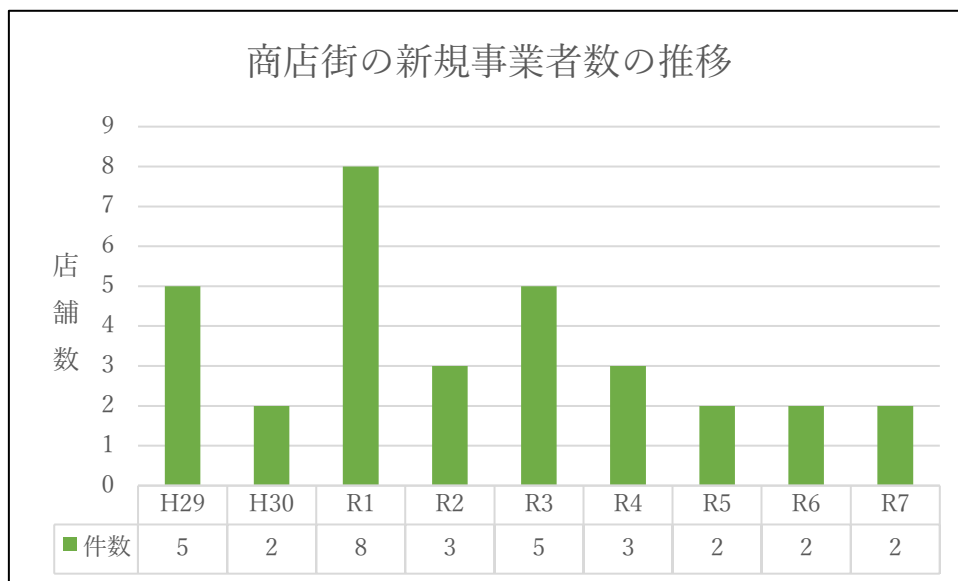


伊野地区商店街周辺 (いの町役場前)

**伊野地区**においては、一定の商業集積が維持されているものの、来訪者の減少や空き店舗の増加、消費行動の多様化により、にぎわいの低下が見られます。また、車や公共交通機関でのアクセスの良さから、隣接する町外の商業エリアに買い物やサービスを求める傾向にあります。商店街の新規事業者数については、平成29年度の5件以降、近年は年間2～3件程度で推移しており、中心市街地通行量調査では、平日の通行量は平成30年度の852人から令和7年度には1,400人、休日は629人から1,198人と増加しているものの、60代以上の割合が高く、高齢層中心の利用構造が見られます。（表5・6）

また、観光資源との連携が十分とはいえず、地域内消費の拡大に向けた取組の強化が課題となっています。

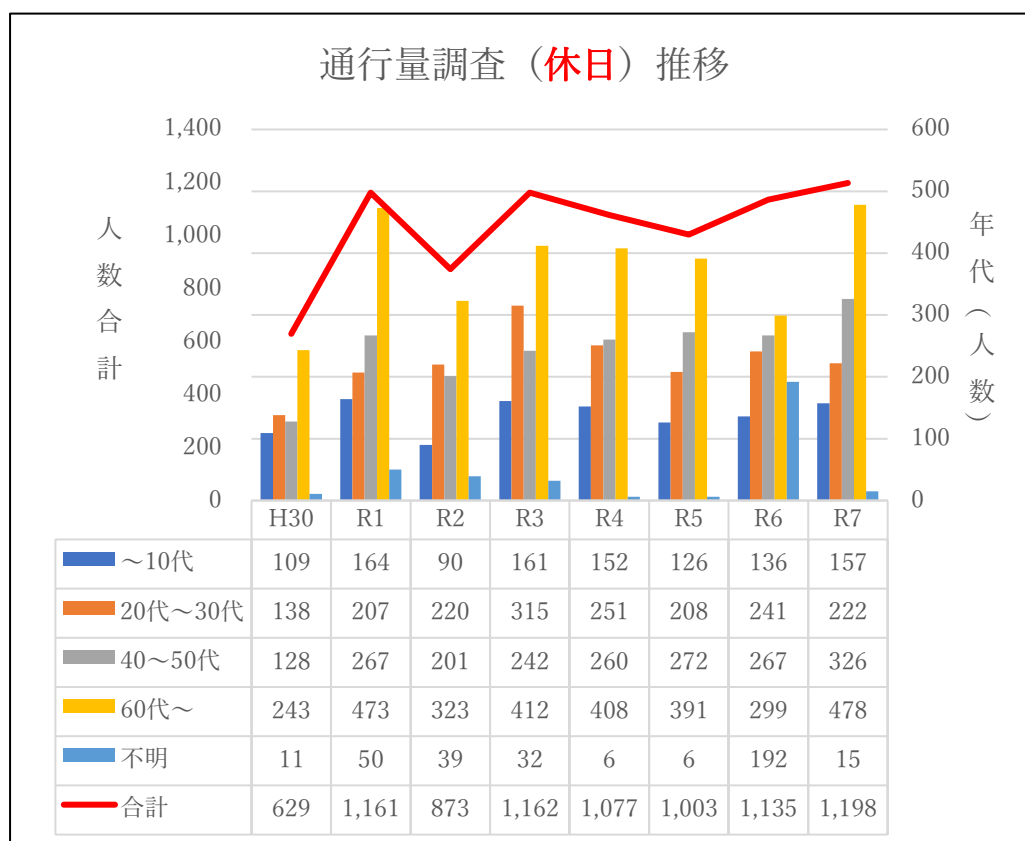
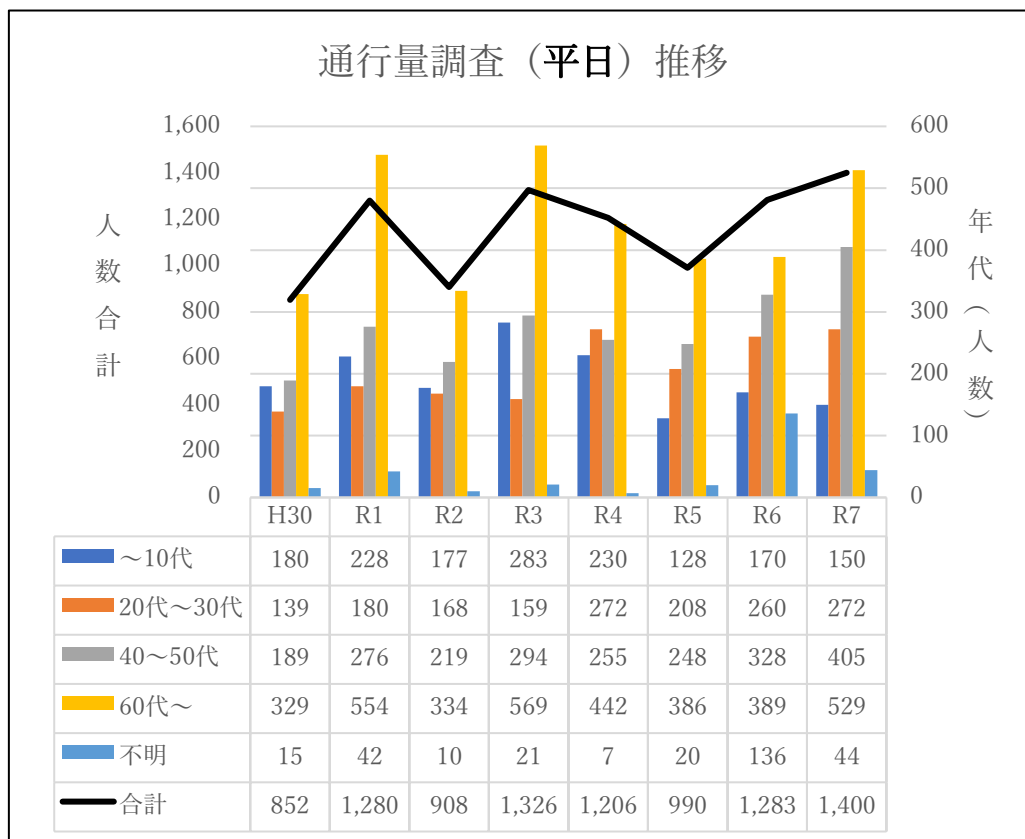
表5 商店街の新規事業者数



出典：いの町商工会調べ



表6 中心市街地通行量調査（平日・休日）推移



出典：いの町調べ

**吾北地区**においては、人口減少や経営者の高齢化等により商店の撤退が進み、地域内の商業機能は縮小傾向にあります。日常の買い物環境も大きく変化しており、地域内の商店や移動販売の利用に加え、自家用車等を利用して地域外の大型店舗等へ買い物に行く傾向が見られます。このような状況の中、生活基盤としての地域商業をいかに維持していくかが課題となっています。

**本川地区**においては、商店の撤退が進み、地域内での商業機能は大きく低下しています。日常の買い物は移動販売や、自家用車等による地域外店舗の利用が中心で、移動手段に乏しく買い物支援を活用している方も含めて、生活基盤を専ら地域外の店舗に依存せざるを得ない状況です。こうした現状を改善するための、商業機能の確保が課題となっています。

このような状況から、本町においては、地域住民の生活を支える商業機能の確保、いわゆる買い物弱者対策とあわせて、地域特性に応じた商業の維持・強化を図ることが喫緊の課題となっています。



#### 4. いの町の地域商業の課題

課題区分	視点・課題	内容
① 買い物拠点 の維持	視点	主要スーパー、地元の個人店、ガソリンスタンドなど、地域の生活拠点を将来にわたりどう維持していくか。
	課題	<p><b>◆商業施設の減少及び空き店舗の増加</b>            大型店の郊外進出や通販などの消費行動の変化により、既存商業施設の撤退や空き店舗の増加が進んでいます。これにより、地域のにぎわいが低下するとともに、商業集積の維持が困難となっています。</p>
② 移動・配送 支援	視点	高齢者等がお店へ行く「交通手段」と、品物を自宅へ届ける「配送」をどう確保し、買い物しやすい仕組みを作るか。
	課題	<p><b>◆移動手段を持たない住民への対応</b>            高齢化の進行に伴い、自家用車を利用できない住民が増加し、日常の買い物に不便を感じる、いわゆる買い物弱者への対応が課題となっています。移動販売や公共交通の確保など、移動と商業を一体的に捉えた対策が求められています。</p>
③ 個店支援・ 事業承継	視点	人手不足や後継者問題などの課題に対し、店主が無理なく商売を続けられる環境をどう整えるか。
	課題	<p><b>◆人口減少・高齢化の進行</b>            地域内の消費需要が縮小するとともに、商業活動を支える担い手も減少しています。特に中山間地域においては、その影響が顕著であり、地域経済の縮小と生活利便性の低下が懸念されています。</p> <p><b>◆商店経営者の高齢化・後継者不足</b>            経営者の高齢化が進む中、後継者が確保できないことによる廃業が増加しています。地域に根ざした個人商店の減少は、日常生活を支える商業機能の低下につながっており、事業承継の支援が重要な課題となっています。</p>
④ 商業×地域 資源	視点	いの町の「ひと・もの・こと」を活かし、町外から人を呼び込んで地域全体で稼ぐ力をどう高めるか。
	課題	<p><b>◆観光消費額の低さと地域内循環の不足</b>            観光資源を有しているものの、観光客一人当たりの消費額が低く、地域内での周遊や経済循環が十分に図られていません。観光と商業の連携を強化し、地域内での消費を促進する仕組みづくりが必要です。</p>

## 5. いの町の対応方針

本町における商業機能の維持・活性化にあたっては、地域特性に応じた施策展開を基本とします。

あわせて、既存の取組を整理・見直し、効果の高いものに重点的に取り組むとともに、行政と商業者が連携し、持続可能な商業・産業の仕組みづくりを進めます。

**伊野地区**においては、「活性化」と「維持」の両面から施策を展開します。

**吾北地区**及び**本川地区**においては、生活を支える商業機能の「維持」を重視した施策を展開します。



## 6. いの町の目指す姿

本町は、地域住民が安心して暮らし続けられる商業環境の構築を基本とし、中心市街地をはじめとしたにぎわいの創出と、中山間地域における生活を支える商業機能の維持を両立させ、町全体として持続可能な商業構造の確立を目指します。

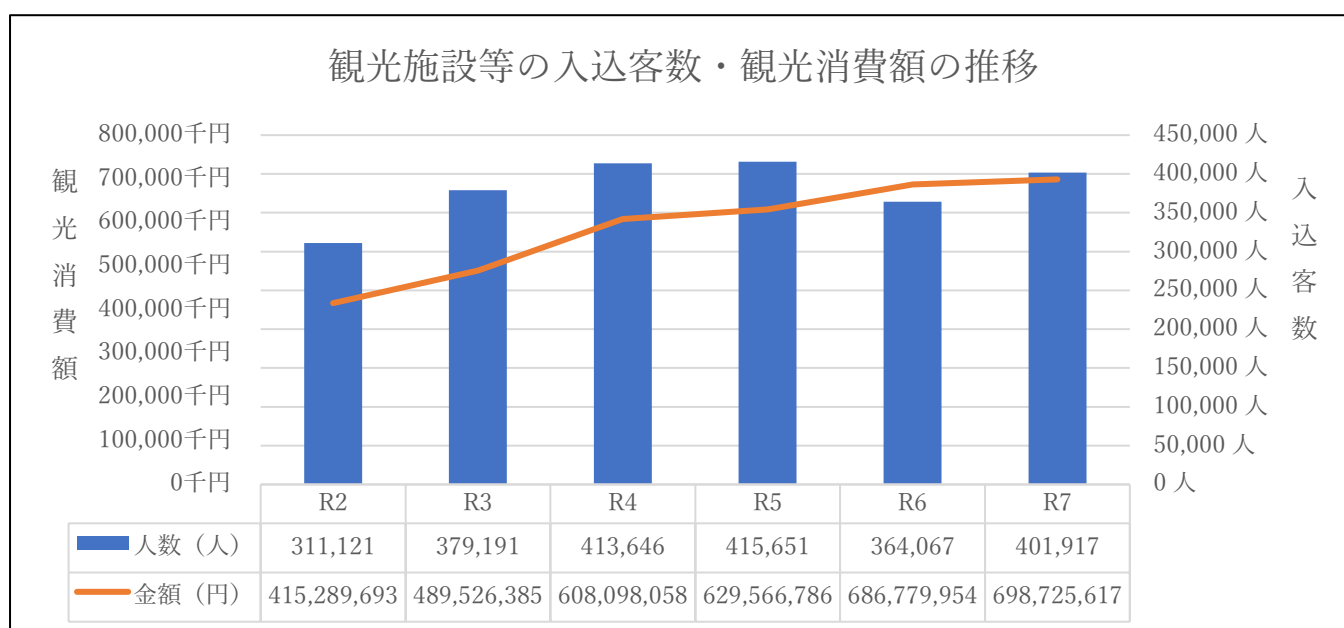
その実現に向けて、地域の実情に応じた商業・サービス業の振興を図り、住民の生活利便性の向上と地域経済の活性化を推進します。また、地域資源を活かした産業の高度化と経営の合理化を進め、事業者の経営基盤の強化を図ります。

**伊野地区**においては、事業者や関係機関等と連携し中心市街地等の再生を図り、空き店舗の活用や新規出店の促進、個店の魅力向上、回遊性の向上によりにぎわいを創出します。あわせて、こうした商店の魅力向上を観光消費にもつなげていくため、紙の文化や仁淀川などの地域資源と商業の連携を強化します。

また、観光施設等の入込客数は、令和2年度の311,121人から令和7年度には401,917人へ回復傾向にあり、観光消費額についても約4億1,500万円から約6億9,800万円へ増加しています。（表7）

今後は、観光客の誘客や消費拡大を図りながら、地域商業の活性化と持続的に発展する商業環境の構築を目指します。

表7 町内の観光施設等の入込客数・観光消費額の推移



出典：いの町調べ

**吾北地区**においては、地域の拠点となる店舗の維持を図るとともに、買い物弱者への移動販売事業を活用することで、生活利便性の確保に努めます。あわせて、地域内消費を促進し、住民が地域内で安心して生活できる商業環境の充実を目指します。

**本川地区**においては、移動販売を中心に日常の買い物環境を確保し、生活に必要な商業機能の維持を図ります。あわせて、移動手段等の不足が生活基盤の維持に影響を及ぼす一因となることを踏まえ、買い物支援等で下支えし、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

これらの取組により、商業・産業・雇用が相互に支え合う持続可能な地域経済の循環を形成し、将来にわたり暮らしやすいまちの実現を目指します。



## 7. 具体的な取組・KPI ※KGI (要約)

課題区分	KGI ※要約 目指す姿 (定性目標)	取組内容	KPI 測定項目(定量指標)
① 買い物拠点 の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が安心して暮らせる商業環境の構築</li> <li>・中心市街地等にぎわい創出</li> <li>・地域の拠点店舗の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物バスの利便性向上 (例：お買い物ツアー)</li> <li>・店舗の磨き上げ、魅力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規出店者数</li> <li>・空き店舗活用件数</li> <li>・町内商店数の維持率</li> </ul>
② 移動・配送 支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動販売事業を活用した生活利便性の確保</li> <li>・日常の買い物環境を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンドバス、タクシーの充実</li> <li>・貨物混載による輸送資源の集約化</li> <li>・民間自動車を利用した配送</li> <li>・高齢者スマホ教室</li> <li>・SNS 集客の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動販売利用者数</li> <li>・移動販売対応地区カバー率</li> </ul>
③ 個店支援・ 事業承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた商業・サービス業の振興</li> <li>・事業者の経営基盤強化</li> <li>・持続可能な商業構造の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗調査、利用促進 (例：ポップアップストア)</li> <li>・移住者や外国人等の雇用 (例：特定地域づくり事業協同組合)</li> <li>・チャレンジショップ (例：キッチンカーの利用)</li> <li>・経営アドバイザー研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援相談件数</li> </ul>
④ 商業×地域 資源の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光と商業の連携強化</li> <li>・地域内消費の促進</li> <li>・商店街の魅力向上と回遊性向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区へのアクセス、所要時間の情報発信 (例：所要時間マップの作製)</li> <li>・マルチワーカーの育成 (例：特定地域づくり事業協同組合)</li> <li>・観光と商業を連携し消費を増やす (例：いの町民祭仁淀川まつり記念事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街通行量</li> <li>・入込客数</li> <li>・観光消費額</li> <li>・町民祭記念事業実施(R8)</li> </ul>

※取組内容及びK P Iについては、協議会における進捗管理及び検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

◆KPI（指標）・目標値

KPI	基準値（R 7）	目標値（R 1 3）
新規出店者数	2 事業者	累計 1 0 事業者
空き店舗活用件数	0 件	累計 5 件
町内商店数の維持率	－	100%
移動販売利用者数	16,082 人	18,000 人
移動販売対応地区カバー率	－	100%
創業支援相談件数	10 件	累計 25 件
商店街通行量	平日：1,400 人 休日：1,198 人	平日：1,750 人 休日：1,500 人
入込客数	401,917 人	500,000 人
観光消費額	69,872 万円	80,502 万円
町民祭記念事業実施	－	R8 実施

## 8. 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、「いの町地域商業機能維持・活性化協議会」を中心とし、計画内容の検討及び進捗管理を行います。

協議会においては、町全体の方向性や施策の検討、評価を担うものとします。

具体的な施策の検討にあたっては、ワーキンググループを設置し、地域の実情や現場の課題を踏まえた実践的な取組について協議を行います。

また、商工会、観光協会、高知県農協、地域住民、商業者、行政など関係主体が連携し、それぞれの役割を担いながら、施策の実施、進捗管理及び評価を行う体制とします。

これにより、地域の実情に即した実効性のある取組を継続的に推進していくものとします。



参考資料1 いの町地域商業機能維持・活性化協議会設置要綱

(令和7年12月10日告示第154号)

(設置)

第1条 町民が生活するうえで必要な地域の商業機能の維持・活性化を総合的かつ計画的に推進するため、いの町地域商業機能維持・活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域商業機能維持・活性化計画の策定及び実施に関する必要な事項
- (2) 計画に位置付けられた取組の検証及び改善に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会の構成員（以下、「委員」という。）は、次に掲げる者とし、町長が委嘱または任命する。

- (1) 住民又は商店街利用者
- (2) 町内事業者
- (3) 商工業・観光関連団体又はその会員
- (4) 行政関係者
- (5) 副町長
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の人数は20人以内とする。

(ワーキンググループ)

第4条 協議会に専門の事項を協議するため、ワーキンググループを置くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となり会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 協議会の議決の方法は、話し合いによる委員の総意をもって決するものとする。ただし、話し合いによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員は、地域商業機能維持・活性化を確保し、地域経済の向上に資するため、誠意ある議論を行うよう努めるものとする。
- 6 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配

慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

7 協議会の庶務は、産業経済課及び総合政策課において処理する。

8 地域商業機能維持・活性化に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡窓口を産業経済課及び総合政策課に設置する。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱または任命の日から地域商業機能維持・活性化計画の策定及び実施に係る期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償・費用弁償)

第8条 協議会に要する報償及び旅費は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例(平成16年条例第38号)別表に規定する商工業等振興推進協議会委員及び専門委員に準ずる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(協議会結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この告示は、令和7年12月10日から施行する。

2 この告示の施行後、初めて招集される協議会は、第6条第1項の規程にかかわらず、町長がこれを招集し、会長が選出されるまで、産業経済課長が協議会の議長となる。

参考資料2 いの町地域商業機能維持・活性化協議会委員名簿

	氏 名	役職・所属 等
1	松木 健二	いの町商工会会長・いの町商業振興会会長
2	濱田 文晴	いの町副町長
3	小森 万里	いの町観光協会
4	杉本 千春	町内住民（梶本神社）
5	大原 夕貴	町内事業者（Veronica Persica）
6	畑山 立子	町内住民（野菜ソムリエの店経営）
7	日浦 光布	町内事業者（サンシャイン ラヴィーナ店）
8	溝渕 哲也	町内事業者（サニーマート 伊野店）
9	筒井 秀和	高知県農業協同組合 仁淀川営農経済センター 購買課長
10	松村 啓司	町内住民（吾北地区長代表）
11	和田 守	町内住民（越裏門・寺川地区村おこし協議会会長）
12	中平 真由美	いの町商工会
13	三宮 隆明	高知県商工労働部経営支援課長

参考資料3 いの町地域商業機能維持・活性化協議会、いの町地域商業機能維持・活性化計画に係るワーキンググループ開催状況

いの町地域商業機能維持・活性化協議会開催状況

累計	開催年月日	内 容
第1回	令和7年12月23日	本計画概要説明 質疑応答、意見交換
第2回	令和8年5月28日	本計画案検討 質疑応答、意見交換

いの町地域商業機能維持・活性化計画に係るワーキンググループ開催状況

累計	開催年月日	内 容
第1回	令和8年1月20日	地域特性を踏まえた課題・ニーズの確認 把握したニーズに対する対応の方向性の検討 今後の計画策定に向けた意見整理
第2回	令和8年2月13日	趣旨説明、前回の振り返り 意見交換（グループワーク） 全体共有・意見整理



---

令和8年6月策定

いの町地域商業機能維持・活性化計画

－令和8年6月－

いの町

事務局 いの町産業経済課

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1

TEL 088-893-1115

---